

町田市民病院における地方公営企業法“全部適用”の 施行時期と事業管理者についての請願

◇ 請願趣旨

- ・町田市民病院における地方公営企業法“全部適用”の施行が4月1日に予定されています。
しかしながら、これまで市民への説明は全く無いばかりか、病院の医師や職員に対しても説明不足が指摘されています。更に小児二次救急の再開をはじめ、周産期センターの安定と充実等々になお時間を要していることを考えると施行時期については、1年間程度の準備期間を設けるべきと考えます。
- ・病院事業管理準備担当者が昨年10月に委嘱されていますが、医療経験の全く無い方に重大な病院経営は任せられないと多くの有識者が論じています。
また市民病院の医師及び職員も圧倒的に反対であります。
さらに、喫緊の課題である医師不足等の解消に当たって未経験の方がしっかりと現実に向かうことが出来るのか懸念されます。
- ・なお、この6年間、町田市民病院は大きく改善に向かってきたにもかかわらず、キーパーソンがその改革の真っ只中で敢えて交替するような事態は断じて起こってはならないと考えます。

◇ 請願項目

- ・町田市民病院の地方公営企業法“全部適用”については、その条件が整うまで現体制下で1年間程度の準備期間を設けることを請願いたします。